

1 学校教育指導の重点

◎「教育に関する3つの達成目標」の推進

児童生徒に知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる取組を継続実施する。

- ・「教育に関する3つの達成目標」を主体的に受け止め、学校や地域の実態等に応じ、各教科等の年間指導計画に位置付け、全教育活動を通じて、計画的・継続的に推進する。
- ・管理職のリーダーシップの下に、全教職員の共通理解に基づいた指導体制を整備し、国語科、算数・数学科、体育・保健体育科、道徳、特別活動を中心として他の教科等との関連を図りながら指導方法の工夫改善を図る。
- ・家庭や地域の人々の理解を得るため、学校としての取組を公開するとともに、家庭での取組について協力いただけるよう、積極的な働きかけを行う。
- ・児童生徒一人一人の達成状況を絶えず検証し、課題を明確にして、指導体制や指導方法の工夫・改善を行うことにより、すべての児童生徒が目標を達成することができるよう努める。



① 学校(園)経営

「生きる力」をはぐくみ、心豊かでたくましい幼児児童生徒の育成を目指し、生きがいのある学校(園)生活を送ることができるよう、校(園)長を中心として全教職員の創意を生かし、保護者や地域社会と連携した活動を促進するとともに、開かれた特色ある学校(園)づくりを一層推進する。

【具体的視点】

●学校教育目標の達成を目指す教育課程の編成・実施・評価・改善

- ①学校の教育目標の実現に向けて、経営方針や教育指導の重点・努力事項等を明確にし、全教職員が協力し合い、教職員一人一人が主体的に教育活動に取り組む。
- ②学校の教育課題を明確にし、学校や地域及び幼児児童生徒の心身の発達段階、教育要領、学習指導要領、県教育課程編成要領等を踏まえ、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る教育課程の編成・実施・評価・改善に努める。

●教職員の協力体制の確立と指導力の向上

- ①特色ある学校づくりに積極的に参画できるように、全教職員の共通理解と協力体制を確立する。
- ②教職員一人一人の専門性や特性を生かした校務分掌組織の工夫・改善に努める。
- ③教職員の資質や指導力の向上を目指して校内研修を積極的に推進し、その成果を日々の指導に生かして様々な教育活動が展開できるように努める。

●地域に開かれた特色ある学校づくり

- ①地域の実態を生かした特色ある学校づくりのため、地域や学校の教育環境を見直し、整備・充実を図り、日々の教育活動の充実に努める。
- ②学校としての説明責任を果たし、学校応援団をはじめ、家庭や地域、関係機関、地域の他の学校・園との協力、連携を図り、地域に根ざした信頼される学校づくりに努める。

② 学級経営

学校（園）の教育目標の実現を目指し、経営方針に基づいた学級目標を設定する。学級担任は、学習指導や生徒指導等、日々の全教育活動を通して幼児児童生徒と相互の信頼関係を築き、一人一人のよさや可能性を伸ばし、存在感、自己実現の喜びを実感できる環境づくりに努める。

【具体的視点】

● 好ましい人間関係を育てる学級経営の推進

- ① 幼児児童生徒の実態や保護者の願いを的確に把握し、学校及び学年の経営方針を十分に踏まえて学級経営案を作成し、意図的・継続的な実践と評価、改善に努める。
- ② 一人一人のよさや可能性を認め伸ばすために創意工夫したり、好ましい人間関係づくりに努めたりするなど、満足感や所属感をもてる学級経営に努める。

● 幼児児童生徒一人一人の自主的、実践的な態度の育成を目指す学級づくり

- ① 学級担任は、学年の組織を基盤にして学習指導、生徒指導等について共通理解を図り、話し合いや係の活動等を通して集団や社会の一員としての自覚を深め、協力と責任、集団生活のルールを学ぶことができるよう指導・支援に努める。
- ② 幼児児童生徒の特性を把握することに努め、指導方法や指導体制の工夫改善を図り、学習指導を一層充実させ、楽しい授業、分かる授業を創造する。

● 学級経営の評価の工夫

- ① 学級担任は、学級経営の目標や努力点について計画的、継続的に評価し、改善・充実に努めるとともに、確かな幼児児童生徒理解、きめ細かな指導・支援に努める。



③ 学習指導

幼児児童生徒の可能性を發揮できるように、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむ授業の創造を目指す。

【具体的視点】

● 「生きる力」を育む授業の創造を目指す

指導計画の作成

- ① 幼児児童生徒の実態、地域や学校の特色を生かし、幼児児童生徒に自ら学び自ら考える力等の「生きる力」を育てるための具体的な指導計画を作成するとともに、実施状況を踏まえ、改善に努める。
- ② 基礎的・基本的な内容が確実に身に付くよう指導内容の精選・重点化を図る。また、言語環境を整え、言語活動の充実に努める。
- ③ 教科間、学年間の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるように努める。

● 個に応じた指導方法、指導体制の工夫・改善

- ① 指導にあたっては、幼児児童生徒の興味・関心、考え方等、様々な特性を把握し、幼児児童生徒一人一人がよさや可能性を發揮し、主体的に学習に取り組めるよう個に応じた適切な支援に努める。
- ② 問題解決的な学習・体験的な学習の推進、コンピュータ等の活用、教師一人一人の特性を生かした協力的な指導体制の整備など、指導方法や指導体制の工夫・改善に努める。

● 一人一人を生かす評価の工夫

- ① 幼児児童生徒の自己実現を支援するため、共感的な児童生徒理解に努めるとともに、観点別学習状況の評価規準を明確にし、指導と評価の一体化を図る。
- ② 目標に準拠した評価を適切に実施するため、評価の方法、場面、時期、記録の累積及び評定への総括についての研究を深める。
- ③ 幼児児童生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、補助簿や自己評価・相互評価を活用するなど、一人一人の学習の状況や成果を継続的、総合的に把握し、指導に生かすようにする。

④ 生徒指導

児童生徒一人一人が成就感や存在感を得られ、生きがいのある学校生活を送れるよう、共感的な人間関係の育成を図るとともに、自己実現が図れるよう指導・援助する。

【具体的視点】**● 基本的な生活習慣の育成**

- ① 生徒指導の全体計画や年間指導計画に基づき、全教職員が一貫した姿勢で、すべての教育活動を通じて継続的に行う。
- ② 人権尊重の精神を基盤に児童生徒の自主性、自発性を大切にするとともに、規律正しい生活態度、善悪を正しく判断して行動する力、好ましい人間関係などの育成に努める。

● 生きがいのある学校生活の実現

- ① 共感的な人間関係の育成を図るとともに、児童生徒が自ら考え、判断し、行動できるよう指導の充実に努める。
- ② 児童生徒一人一人が成就感や存在感が得られるような教育活動全体を工夫し、個人の能力や特性を生かした指導に努めるとともに、進路指導の充実に努め、児童生徒一人一人が目標をもって将来を展望し、自己実現が図れるよう指導・援助する。

● 校内指導体制の充実

- ① 一人一人の教員の役割を明確にするとともに、すべての教育活動を通じて、全教職員の共通理解の下に一致協力して実践する。
- ② 管理職のリーダーシップの下に、生徒指導主任を中心に全教職員が全校的な視野に立って、学級や学年の枠を超え、相互に連携して児童生徒一人一人の指導・援助に当たれるよう指導体制を整える。

● 生徒指導の力量の向上

- ① 常に児童生徒の理解に努め、教員と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係を育てる。
- ② 校内研修等を通じて、一人一人の教職員が教育相談的な態度や技能を身につけ、学校全体としての指導力の向上を図る。

● 地域ぐるみの生徒指導の推進

- ① 開かれた学校づくりを一層推進し、家庭・地域社会等との連携を密にし、一体となって児童生徒の健全育成を図る。
- ② 家庭はもとより、地域の幼稚園(保育所等)・小学校・中学校・高等学校、特別支援学校などとの協力関係を一層深めるとともに、警察等関係諸機関との連携を緊密にし、地域ぐるみの健全育成活動を推進する。

**⑤ 進路指導・キャリア教育**

キャリア教育(児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育)を推進する。その中核をなす進路指導では、生徒が自らの生き方を考え、望ましい勤労観・職業観をもち、進路を主体的に選択決定することができるよう指導・援助する。

【具体的視点】**● 児童生徒理解に基づく進路指導・キャリア教育の推進**

- ① 全教職員が進路指導・キャリア教育の意義や理念についての共通理解を深め、教育活動全体を通して進められるよう児童生徒の実態に応じた全体計画や指導計画を作成する。
- ② 小学校における指導にあたっては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通して、計画的、組織的かつ系統的な実施が図れるようにする。
- ③ 中学校における指導にあたっては、ガイダンス機能の充実に努めるとともに、日ごろの学習指導、生徒指導、教育相談等を通して、生徒の能力・適性、興味・関心や将来の進路希望等を的確に把握し、一人一人の個性の伸長を図る。

● 教育活動全体を通じた計画的進路指導・キャリア教育の推進

- ① 小学校における指導にあたっては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通して、計画的、組織的かつ系統的な実施が図れるようにする。
- ② 生徒が自分の良さや得意分野を理解すること、能力・適性、価値観等についての基本的・総合的理解を得ること、働くことの厳しさや喜びを体得しながら、職業についての理解を深めるための取組を進める。

● 進路指導・キャリア教育に関する啓発的経験の充実

- ① 小学校では、児童が家庭、学校、地域における諸活動の中で、その一員としての役割を果たすことなどを通して、自分の良さや得意分野に気づき、日々の生活の中でそれを生かそうとする意欲や態度を育成する。
- ② 中学校では、生徒が将来の生き方を考え、望ましい勤労観や職業観をもち、能力・適性、価値観等についての基本的・総合的理解を得ること、働くことの厳しさや喜びを体得しながら、職業についての理解を深める取組を進める。
- ③ 小学校では、児童が職業に対する基礎的な知識理解が得られるよう、身の回りの職場や施設の見学等実施する。また、中学校では、体験入学や職場体験を実施したり、社会の様々な分野で活躍する方々を招いて講演会を開いたりするなど、進路に関する啓発的な経験を充実させる。

●小中高等学校の連携及び家庭や地域社会、関係機関との連携の強化

- ①小学校のキャリア教育の推進にあたり、中学校、高等学校及び特別支援学校との連携を図るとともに、学校から保護者や地域社会等への積極的な働きかけを行い連携を深める。
- ②家庭や公共職業安定所等との密接な連携を図る。特に第1学年の段階から、進路指導の方針やその進め方について、保護者の理解と協力を得るようにする。



⑥ 道徳教育

人間としての生き方を身に付け実践できる児童生徒の育成を目指す。

【具体的視点】

●道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成

- ①道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行い、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて指導の充実を図る。

●豊かな体験を通しての内面に根ざした道徳性の育成と道徳的実践の充実

- ①教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の人間関係を深め、家庭や地域社会との連携を図る。

●全教職員の参加による全体計画と年間指導計画の作成

- ①全体計画と年間指導計画の作成は、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に作成する。その際、児童生徒、家庭及び地域社会の実態を考慮して道徳教育の重点目標を設定する。また、全体計画を具現化する学級における指導計画を作成する。

●教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進と道徳の時間の充実

- ①道徳の時間は、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図り、計画的、発展的な指導によって補充、深化、統合し、道徳的価値及び、人間としての生き方の自覚を深め、道徳的実践力を育成する。

⑦ 特別活動

望ましい集団活動を通して、個性の伸長を図り、集団の一員として、よりよい生活や人間関係を築き、自己の生き方について考えを深め自己を生かす能力を養うことで、豊かな人間性や社会性の育成に努める。

【具体的視点】

●全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の活用と改善

- ①特別活動の全体計画や年間指導計画の作成に当たっては、学習指導要領に基づき、学校の教育目標との関連を踏まえた上で、各内容の目標を理解し、その特質を生かして、関連性、系統性のあるものにする。
- ②教科等の指導と関連を図るとともに、家庭や地域との連携、社会教育施設等の活用や様々な人々との触れ合い、自然体験など体験的な活動を工夫する。

●望ましい集団活動の推進による集団の育成

- ①体験的な活動を重視するとともに、集団活動の発達の特質や児童生徒の発達課題に即した指導を一層工夫して、集団への所属感や連帯感などが深まるようにする。
- ②一人一人の興味・関心や適性などを生かし、自主的、実践的に活動できるように指導する。
- ③自らの生き方を考え行動する態度や能力の育成が図れるようガイダンス機能の充実に努める。

●児童生徒の自信につなげ、活動意欲を高める指導と評価の工夫

- ①特別活動や各内容の目標を達成するためには、児童生徒一人一人が学級や学校生活の充実と向上への参画を目指して、合意形成をする話し合い活動を充実させる。
- ②体験的に活動できる機会や振り返り等の場を多様に設定し、児童生徒の自信につなげ、活動意欲を高める。
- ③活動の過程を重視し、一人一人のよさを生かせるよう指導と評価の計画を作成し、指導方法の改善や活動意欲の向上に生かすようにする。



⑧ 総合的な学習の時間

自ら学び、自ら考え、問題を解決する力などの育成や学び方やものの考え方などの習得を目指すとともに、自己の生き方を考えることができる児童生徒を育成する。

【具体的視点】**● 創意工夫を生かし、特色ある教育活動の展開に向けた全体計画及び年間計画の作成**

- ① 総合的な学習の時間の目標を実現するために、全教育活動の中で、総合的な時間の位置づけを明確にする。
- ② 全体計画及び年間計画の作成にあたり、総合的な学習の時間の活動でめざす「目標」、実際の教育活動の中で具体的な実践に結びつく「育てようとする資質や能力及び態度」、目標を実現するためにふさわしいと判断した学習活動である「内容」を明確にし、学年間の連続性や学校間の接続、各教科等の関連等にも配慮して、内容を工夫する。

● 学校の創意工夫を生かした学習活動の展開

- ① 児童生徒が人や事物に直接はたらきかける体験的な学習活動を通して、自ら学び、自ら考え、問題を解決する資質や能力を育てるとともに、自己の生き方を考えることができる学習活動を工夫する。
- ② 児童生徒の実態を的確に把握し、一人一人の興味・関心に応じた多様な学習活動の展開を図り、探求的な学習となるよう、組織的、計画的に取り組む。

● 総合的な学習の時間を推進するための体制づくり

- ① 校内の職員が一体となり協力できる体制や校内組織の整備に努めるとともに、多様な学習活動を実現するため、積極的に学習環境の整備を図る。
- ② 地域の特色を生かし、児童生徒の興味・関心に応じた学習活動を展開するために、保護者をはじめ、地域人材や専門家の協力が得られるような支援体制づくりに努める。

⑨ 学校教育相談

児童生徒の抱える悩みや不安を解消し、より望ましい成長と自己実現への支援を行う。

【具体的視点】**● 学校教育相談体制の充実**

- ① 教育計画全体の中に学校教育相談を位置付け、具体的な実施計画のもとに、児童生徒一人一人の情報を的確に把握し、教職員等の相互連携を密にするなど、学校教育相談体制の充実を図る。

● 相談活動の活性化

- ① 日常や定期的相談等を組織的、計画的に行う。また、カウンセリング理論の習得や技法の向上に努め、特に不登校傾向の児童生徒には、小中の連携体制のもと、早期に相談活動を実施し、ゆとりを持って支援する。

● 専門機関との連携

- ① 市教育センターや他の専門機関と連携を図り、それぞれの役割を明確にし、児童生徒の指導や援助に当たる。

⑩ 体育

生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を身に付けさせるために、運動の特性にふれる楽しさや喜びを味わわせ、自ら進んで学習に取り組むことができる授業を実践し、たくましい体と豊かな心をもった児童生徒を育成する。

【具体的視点】**● 児童生徒が主体的に運動する授業の実践**

- ① 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成するためには、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付けさせ、自ら進んで学習に取り組ませる授業を実践する必要がある。そのため、発達の段階のまとまりを考慮し、指導内容を整理し体系化を図り、指導計画や学習過程を工夫する。さらに、一人一人の能力・適正等に応じた課題をもたせ、課題解決に必要な学習の場を工夫するとともに、適切な評価を行い指導に生かす。

● 体育的活動の充実

- ① 健やかな体と豊かな心をもった児童生徒を育成するために、学習指導要領総則第1の3「学校における体育・健康に関する指導」の趣旨を踏まえ、体育的活動を教育活動全体の計画に位置付け、全職員の共通理解のもと積極的に行う。また、地域や学校の実態を十分考慮して活動時間や活動内容などを工夫するとともに、体育施設・設備の計画的な整備及び現有施設・設備の有効かつ適切な活用に努める。

● 体育活動時における安全教育と安全管理の充実

- ① 体育・スポーツを安全に行うために、児童生徒一人一人が常に健康・安全に留意して運動する態度を身に付けさせる。
- ② 施設・設備の日常的・定期的な安全点検とそれに伴う事後措置を確実に実践する。
- ③ 事故発生時に適切な対応ができる緊急体制を確立する。

● 組織的、計画的な研修の推進

- ① 指導を効果的に進めるため、体育に関する知識や技能等を身に付け指導に生かすとともに、教員自ら指導の評価を行い、改善を図る。
- ② 校内における組織的、計画的な研修を推進するとともに、校外の研修会・講習会等に積極的に参加し、その内容の校内伝達に努め、指導力の向上を図る。



⑪ 健康教育

生涯にわたって健康で充実した生活を送るための基礎を培うよう、教育活動全体を通じて組織的に学校保健活動を推進し、心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる児童生徒を育成する。

【具体的視点】

●健康の大切さを認識し、健康課題について自ら考え、判断し、行動できる児童生徒の育成

- ①児童生徒の発達段階及び家庭・地域の実態を踏まえた指導計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて組織的に推進する。
- ②自らの健康を適切に管理、改善するための意思決定ができる資質や能力を育てるよう指導方法の工夫・改善を行う。
- ③保護者や関係者等との共通理解を十分に図り、学校保健委員会の内容を工夫し、活性化を図る。



●自他の生命を尊重し、自ら安全な生活ができるとともに、他者の安全にも配慮することができる児童生徒の育成

- ①安全学習の内容を明確にし、体験的学習や課題解決的な学習など、指導方法を工夫・改善し、実践力を高める。
- ②家庭・地域社会・関係機関等と十分に連携を深め、地域ぐるみの安全教育を推進する。
- ③日常における安全点検を徹底し、学校環境の整備に努める。

●食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができ、豊かな人間性を備えた児童生徒の育成

- ①食に関する指導(食育)全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的に推進する。
- ②学校給食を生きた教材として活用し、体験的活動等を工夫する。また、栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かし、教職員の連携を図った指導の工夫・改善を図る。
- ③家庭・地域社会との連携を密にし、食に関する理解や関心を深めるとともに、情報提供に努める。



⑫ 人権教育

人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成する。

【具体的視点】

●人権教育推進上の課題の明確化

- ①自校の人権教育推進上の課題を明確にし、知的理解にとどまらず、態度や行動に表れる人権感覚を身に付けるよう、全教職員の共通理解の下、教育活動全体を通じて、組織的、計画的に推進する

●全体計画・年間指導計画の改善・充実と着実な実践

- ①地域や学校の実態を踏まえ、具体的な人権教育目標を設定するとともに、全ての教育活動との関連を図った全体計画を作成する。
- ②年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒の発達段階に応じて、各人権課題への取組を踏まえたものとするとともに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のねらいとの関連を図る。
- ③実践に当たっては、人権教育の視点を明確にし、年間を通じて着実に実施する。その際、同和教育は、人権教育の中に位置付けて推進する。

●豊かな体験活動の推進と人権感覚の育成

- ①人権教育を効果的に推進するために、様々な体験活動や人権感覚育成プログラム等を取り入れるなど、指導方法の工夫・改善に努める。
- ②学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害者等との交流活動など、豊かな体験活動を通して、自他の人権を尊重し、他者の痛みを共有できる共生の心を醸成するとともに、それらが態度や行動に現れる人権感覚を育成する。
- ③各学校(園)及び関係機関との連携を図るとともに、ねらいや方針について、保護者や地域の人々の理解や協力が得られるように努める。





⑬ 特別支援教育

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援の充実をすべての学校において図る。

【具体的視点】

●発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への適切な支援の充実

- ①障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため適切な教育的支援を行う。
- ②各学校は、校内支援体制の整備・充実を図り、保護者や医療、福祉等の関係機関と連携して、個別の教育支援計画を作成するなど、長期的な視点に立った一貫した支援を行う。
- ③障害のある児童生徒の就学先や障害の状態の判断に当たっては、保護者や本人の意向を十分聴取するとともに、教育学・医学・心理学等の専門家からなる就学支援委員会の意見を求め、総合的かつ慎重に行う。

●特別支援学級の特徴を生かした指導の充実

- ①学校経営上の位置づけを明確にし、学校全体の協力体制の下、在籍する児童生徒一人一人の障害の状況や特性に応じた個別の指導計画を含め「特別の教育課程」を編成し、指導目標や内容・方法を明確にしたきめ細かな指導を行う。
- ②知的障害特別支援学級における生活単元学習などの教科等を合わせた指導の形態や自閉症・情緒障害特別支援学級における自立活動の指導等について、障害の特性等を配慮し、効果的な指導内容・方法を工夫する。

●通常学級における障害のある児童生徒への配慮

- ①言語障害、難聴、自閉症、LD、ADHDの児童生徒については、通級指導教室で通常学級と連携を図りながら効果的な指導に努める。
- ②言語障害、難聴、自閉症、LD、ADHDの児童生徒については、その実態の応じ、通級指導教室における指導を進める。また、通常学級と連携を図りながら効果的な指導に努める。

⑭ 国際理解教育

我が国及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界の平和と発展に貢献する日本人を育成する。

【具体的視点】

●具体的な目標の設定

- ①他の国家、民族、人種に対する偏見や先入観をなくし、基本的人権を尊重する精神を養うとともに、世界の平和と発展に貢献できる能力や態度を育成する。
- ②我が国の文化や伝統等についての認識を深め、日本人として、また、個人として自己の確立を図る。
- ③国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現できる力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ④世界の人々と協調し、国際交流、国際協力等に積極的に取り組める資質・能力を育成する。

●具体的・継続的な指導の実践

- ①教育課程や授業内容等を国際理解教育の視点に立って見直し、全体計画・年間指導計画の作成・実施を図る。
- ②校務分掌組織に明確に位置付けて、校内の推進組織を確立する。
- ③教科や特別活動及び総合的な学習の時間等において、外国人や国際的な視野を持つ日本人との交流などを実施し、異文化理解を深める。
- ④外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
- ⑤外国人児童生徒や帰国児童生徒の能力や特性を伸ばさせるとともに、多文化共生の観点から、人権に配慮するとともに、他の児童生徒との相互啓発を図る。
- ⑥留学生を積極的に受け入れて、国際理解と友好・親善に努める。





⑮ 情報教育

情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力の育成を図る。

【具体的視点】

●情報教育の推進

- ①情報教育の指導にあたっては、すべての児童生徒が、収集・選択・活用・発信し、豊かな創造性と応用力を育成できるようにする。
- ②地域イントラネットを活用し、インターネットによる情報収集や、双方向画像配信システムを利用した交流授業の推進に努める。

●情報教育の体系的な実施

- ①情報活用能力を学校教育で育成すべき基礎・基本として重視し、学校及び地域の実態等を踏まえながら、情報教育を位置付けた教育計画を作成する。
- ②小学校においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しませ、基本操作や情報モラルを身につけ適切に活用する学習活動を充実させる。
- ③中学校においては、小学校の学習を基礎として、情報モラルを身に付けコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ主体的に活用できるようにするための学習活動を充実させる。

●諸条件の整備及び配慮事項

- ①研修会への積極的な参加と指導者の養成を図るとともに、コンピュータを利用した学習指導法や機器の操作等について教員研修を進め、教員のコンピュータ活用能力の向上を図る。
- ②情報安全や情報モラル等の育成については「情報教育指導資料」「情報モラル教育指導資料」、総合教育センターが提供するデジタルコンテンツ等を適切に活用して指導の充実を図る。
- ③情報化の進展による人間関係の希薄化、生活体験等の不足、心身の健康に対する様々な影響等、情報化の「影」の部分への対応についても十分に配慮する。

⑯ 環境教育

環境への理解を深め、環境を大切にする心を育成する。また、持続可能な循環型社会の実現を目指し、主体的に行動できる実践的な態度や資質、能力の育成を図る。

【具体的視点】

●教職員の共通理解に基づいた環境教育推進体制の確立

- ①「学校における環境教育基本計画」をもとに校内の推進体制を確立し、学校の全教育活動を通して取り組む。
- ②環境教育の重要性について、教職員の認識を深め、学習内容や指導方法について共通理解を図る。
- ③文部科学省、埼玉県教育委員会、上尾市教育委員会発行の指導資料等を活用した研修を計画的に実施する。

●全体計画・年間指導計画の作成と改善及び指導の工夫

- ①地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間相互の関連を図った全体計画・年間指導計画を作成し、見直し、改善・充実に努める。
- ②環境教育指導資料「さわやかあげお(上尾)」の活用を図るとともに、学習内容や指導方法の工夫に努める。

●地域の自然環境や社会環境を生かした環境教育の推進

- ①地域の自然や社会の中での体験や活動を通して、感受性を高め、問題解決の能力や態度を育てる。
- ②地域の環境を把握し、その特色を生かした教材化を進める。
- ③家庭や地域社会、関係機関との連携を一層深める。





⑰ ボランティア・福祉教育

ボランティア・福祉教育の全体計画を作成するとともに、実践的・体験的な活動を重視した教育活動を展開する。

【具体的視点】

●学校教育におけるボランティア・福祉教育の位置付けと教育活動を通じた実践

- ①各学校においては、ボランティア・福祉教育の目的や意義を全教職員が共通理解し、学校教育の中に位置付けるとともに、ボランティア・福祉に関わる教育活動を推進する。
- ②児童生徒の実態を把握し、発達段階に即して、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等との関連を図りながら、教育活動全体を通して実践する。

●ボランティア活動・福祉体験の推進

- ①豊かな心をはぐくみ、勤労の尊さや社会に奉仕する精神の育成、福祉に関する問題を解決する態度を身に付けた児童生徒の育成のため、学校や地域の実態に即したボランティア活動・福祉体験を重視する。
- ②児童生徒一人一人が進んで社会に奉仕したり、ボランティア活動・福祉体験に参加したりすることができる実践的な態度や資質、能力の育成に努める。

●家庭や地域社会との連携

- ①豊かな心や福祉の心を日常生活の中に生かし、実践的・体験的な活動を行うために、家庭や地域社会との連携を深める。
- ②地域の人々や社会福祉施設等の協力の下に、学校におけるボランティア・福祉教育を一層推進する。



⑱ 男女平等教育

人間尊重の精神に立って、男女平等を身近な課題として認識し、一人一人の個性や能力を発揮して、自らの意思によって行動できるよう、男女平等の意識を高める教育を推進する。

【具体的視点】

●男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進

- ①男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合い、男女共同参画社会の実現を図る。
- ②一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるようにし、学校教育において男女平等意識を高める教育を推進する。

●教育活動全体を通じた組織的な指導の推進

- ①男女平等教育を推進するにあたっては、校内研修を通して、全教職員の共通理解を図る。
- ②学校教育全体を通じて、組織的、計画的、継続的な指導を行う。

●家庭・地域社会との連携

- ①家庭や地域との連携を図りながら、男女が互いに理解し、協力していく態度を育成するように努める。
- ②学校(園)通信や学級懇談会等の機会を活用して、ねらいや取組について、家庭や地域の人々の理解と協力を得られるように努める。



19 学校図書館教育

学校図書館が、児童生徒が自ら学ぶ学習情報センターとしての機能及び豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮できるよう、司書教諭を中心とした全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立と図書資料の整備・充実を努める。

【具体的視点】

●学校図書館の利用を位置付けた指導計画の作成

①学校図書館を計画的に活用した教育活動が一層推進されるよう、全体計画及び学校図書館の利用内容や利用場面を具体的に位置付けた指導計画を作成し、学校図書館教育の充実を図る。

●学校図書館を利用した学習の充実と情報活用能力の育成

- ①学校図書館の利用に必要な基礎的な知識や方法の習得及び自発的な学習態度の育成を学校の教育活動全体を通して計画的に行う。
- ②各教科等においては、図書・視聴覚資料等を活用した学習活動を積極的に展開する。
- ③学校図書館におけるコンピュータや情報通信ネットワークなどの整備を図り、知識や情報の収集・選択・活用などの情報活用能力の育成に努める。

●計画的な読書指導の推進

- ①読書が児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、生涯にわたる自己啓発の基盤となるため、家庭や地域社会との連携を図り、計画的な読書指導を推進する。
- ②発達の段階に応じた読み聞かせや一斉読書等の取組を通して、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせる。



20 交流及び共同学習

人間尊重の精神を涵養し、心豊かで思いやりのある人間を育てるという交流教育のねらいの実現のため、積極的な交流の機会を設ける。

【具体的視点】

●ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進

①障害のある幼児児童生徒が障害のない幼児児童生徒と活動を共にするなど、互いに触れ合うことを通して、理解し、共に支え合う「心のバリアフリー」を広め、同じ社会を構成する一員であるという仲間意識を育てる。

●全体計画に位置付けた交流及び共同学習の継続的な推進

- ①幼児児童生徒の実態に応じて、互いに成果が期待できるという見通しの下に実施する。
- ②障害のある幼児児童生徒にとっては、生活経験や人間関係を広げ、自立し社会参加を実現する能力・資質を養うように努める。
- ③障害のない幼児児童生徒にとっては、障害に基づく生活や学習上の困難を改善・克服しようとする障害のある幼児児童生徒の意欲から、自分の生活や学習の姿勢を見つめ直し、自分の生き方についてより深く考えようとする態度の育成に努める。
- ④実施にあたっては、交流教育の具体的な目標を設定し、学校教育の全体計画に位置付け、学年・学級経営の重点を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、交流教育の視点を明らかにした年間指導計画を作成し、継続的、発展的に推進する。

●学校の実態に合った交流及び共同学習の推進

- ①「直接触れ合い共に活動する直接的な交流及び共同学習と、作品や手紙の交換などによる間接的な交流及び共同学習」を計画・実施する。実施にあたっては、地域や学校、幼児児童生徒の実態に即して活動の種類・時期・実施の方法等を適切に定めて、安全に無理なく行われるよう努める。
- ②幼児児童生徒の教育的ニーズに応じて、小・中学校の通常の学級及び特別支援学級や特別支援学校において共に学び合う機会を積極的に設けるなど、交流及び共同学習の拡大により「心のバリアフリー」を育む教育を推進する。

① 幼稚園教育

教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造する中で、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育成する。

【具体的視点】

● 幼児の生活にふさわしい指導計画の作成と改善

- ① 幼児の心身の発達に即した適切な指導を行うため、指導計画の作成に当たっては、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じたねらいと内容を明確にする。
- ② 日々の実践記録や幼児の個人記録を基に、一人一人の幼児の発達する姿をとらえ、常に指導計画を見直し、改善に努める。

● 一人一人の幼児の発達を促す計画的な環境の構成

- ① 幼児の主体的な活動が展開されるよう、幼児一人一人の行動の理解と予想に基づいた計画的な環境を構成する。
- ② 環境の構成にあたっては、物や人・場などが相互に関連し合っって幼児の周囲に一つの状況を作りだすことに留意し、その工夫・改善に努める。

● 保・幼・小の連携の推進

- ① 幼児期の教育と小学校教育との接続を滑らかにするため、幼児と児童の交流、教員同士、教員と保育士の連携を積極的に進める。幼児の心と体の発達を促すために、日常的な機会をとらえて、家庭・地域との連携、交流を深める。
- ② 保育士と幼稚園・小学校の教師の交流や相互参観、研究協議、体験研修等を通して、指導内容や指導方法等の相互理解に努める。

● 家庭・地域との連携の推進

- ① 幼児期に周囲の人々との、温かい触れ合いの中で生活することは、心と体の健康な発達を促す上で欠くことができないことを踏まえ、家庭・地域社会との連携を一層深める。
- ② 幼稚園の施設や機能を活用して積極的に子育ての支援を行う。



2 魅力ある学校づくり

◎平成21年度 学校課題研究一覧

【小学校】

※ No.太字 今年度発表校

委嘱期間空欄は 22・23 年度委嘱校

No.	学校名	研究領域	研究主題または内容	研究委嘱 等機関	委嘱 期間	発表日
1	上尾小	学習指導	豊かな表現力を育てる教育課程 ～話したくなる言語活動を取り入れた授業～			
2	中央小	体力向上	自ら学び生き生きと活動する子どもの育成 ～体力と運動技能を高める授業の実践を通して～			
3	大谷小	国語科	基礎・基本の定着を目指す指導の工夫			
4	平方小	体力向上	主体的に学び、楽しみながら運動に取り組む 児童の育成	県教委 市教委	21・22	
5	大石小	体力向上 (体育・健康教育・食育)	学びを生かし、主体的に健康づくりを進める 大石の子の育成 ～体育・健康教育・食育をとおして～	市教委	20・21	H21.11.10
6	原市小	算数科	算数の楽しさを感じ、生き生きと学び合う児童の育成	市教委	21・22	
7	上平小	国語科	伝えあう力を高めるための指導法の工夫 ～書くことを通して～	市教委	21・22	
8	富士見小	外国語活動	幅広い言語の力の育成 ～外国語活動をとおして～			
9	尾山台小	道徳教育 総合的な学習の時間	よりよい人間関係をつくる「豊かな心」の育成	市教委	20・21	H21.10.27
10	東小	食育	「栄養教諭を中核とした食育推進事業」 「食」で育てよう 豊かな人間性	文科省 県教委 市教委	21・22	H22.2.2 (文科省)
11	大石南小	国語科 外国語活動	国語科・外国語活動を通してコミュニケーション能力 の育成 ～「伝えあう力」を高めるための授業づくり～			
12	平方東小	算数科	確かな学力をつけ 学ぶ喜びを感じる児童の育成 ～基礎・基本の確実な定着をめざす算数指導～	市教委	20・21	H22.1.27
13	原市南小	国語科 算数科	学力向上をめざし、授業の充実を図る ～基礎・基本を身に付け、自ら学ぶ児童の育成～	市教委	20・21	H21.11.25
14	鴨川小	学習指導	確かな学力の定着をはかる取組			
15	芝川小	国語科	伝えあう力を培い 心豊かに学ぶ児童の育成	市教委	20・21	H22.1.22
16	瓦葺小	体育科	体力の向上を目指して、健やかな体の育成 ～運動好きな児童を育てる体育学習指導法の研究～			
17	今泉小	国語科 特別支援教育	確かな国語力と、豊かな心の育成を目指して ～「読むこと」の力を育てる指導の工夫～ ～自分の思いを伝えられる子の育成～	市教委	20・21	H21.10.30
18	西小	特別活動	望ましい集団活動を通して、よりよく生きようとする 西小っ子の育成 ～児童の発想や創意を生かした活動～	市教委	21・22	
19	東町小	国際理解教育	豊かな心を育てる国際理解教育の推進 ～楽しみながらコミュニケーション能力を高める外国語活動～			
20	平方北小	算数科	確かな力を身につけ、生き生きと学ぶ児童の育成 ～個に応じた指導を通して、考える力の育成を目指す指導の工夫～	市教委	21・22	

No.	学校名	研究領域	研究主題または内容	研究委嘱等機関	委嘱期間	発表日
21	大石北小	図画工作	生き生きと活動する心豊かな児童の育成を目指して ～豊かな表現力の育成～	市教委	21・22	
22	上平北小	道徳教育 外国語活動	心豊かに、より善い生き方を考える子の育成 ～道徳教育の推進・豊かな体験活動を通して～ 外国語活動における教材活用・評価の在り方の調査研究	市教委 文科省	20・21 21・22	H21.11.6 (市教委)

【中学校】

No.	学校名	研究領域	研究主題または内容	研究委嘱等機関	委嘱期間	発表日
1	上尾中	学習指導	学習指導法の研究 ～柔軟な思考力、的確な判断力、豊かな表現力のある生徒の育成を目指して～	市教委	21・22	
2	太平中	学習指導	書いて発表 ～ 学習指導の工夫 ～			
3	大石中	学習指導	学ぶ喜びを持ち、主体的に学習に取り組む生徒の育成	市教委	20・21	H21.10.23
4	原市中	学習指導	自分の考えや思いを伝え合う力の定着を目指した 指導法の工夫	市教委	21・22	
5	上平中	学習指導	体験的な活動を取り入れた学習指導 ～豊かな体験活動を生かした多彩な学習活動の実践～	市教委	20・21	H21.11.27
6	西中	特別支援教育	生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 ～分かる喜び、楽しさが感じられる 学校生活をめざして～	県教委 市教委	20・21 20～22	H21.11.11 (県教委)
7	東中	学習指導	意欲を持ってしっかり学ぶ生徒の育成 ～学習効果を高める指導法の研究～	市教委	20・21	H21.12.1
8	大石南中	学習指導	豊かな人間関係と学ぶ喜びを育てる	市教委	21・22	
9	瓦葺中	学習指導	確かな学力を目指した指導と評価の研究			
10	南中	進路指導・ キャリア教育	個に応じた指導法の研究			
11	大谷中	生徒指導	自ら学び考え、判断し、主体的に行動できる生徒の育成	市教委	20・21	H21.11.17

【幼稚園】

No.	学校名	研究領域	研究主題または内容	研究委嘱等機関	委嘱期間	発表日
1	平方幼稚園	環境教育	幼児の生活を通して、学びを豊かにする環境構成の 在り方とは			



大石中学校

学習指導（上尾市教育委員会委嘱）

学ぶ喜びを持ち
主体的に学習に取り組む生徒の育成



道徳教育（上尾市教育委員会委嘱）

よりよい人間関係をつくる
「豊かな心」の育成

尾山台小学校



今泉小学校

国語科（上尾市教育委員会委嘱）

確かな国語力と、豊かな心の育成を目指して



道徳教育（上尾市教育委員会委嘱）

心豊かに、より善い生き方を考える子の育成
～道徳教育の推進・豊かな体験活動を通して～

上平北小学校





体力向上〔体育・健康教育・食育〕(上尾市教育委員会委嘱)

学びを生かし、
主体的に健康づくりを進める大石の子の育成
～体育・健康教育・食育を通して～



大石小学校



西中学校

特別支援教育(埼玉県教育委員会・上尾市教育委員会委嘱)

生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた
特別支援教育の推進
～分かる喜び、楽しさが感じられる 学校生活をめざして～



大谷中学校

生徒指導(上尾市教育委員会委嘱)

自ら学び考え、判断し、
主体的に行動できる生徒の育成



国語科・算数科(上尾市教育委員会委嘱)

学力向上をめざし、授業の充実を図る
～基礎・基本を身に付け、自ら学び児童の育成～



原市南小学校





学習指導（上尾市教育委員会委嘱）

体験的な活動を取り入れた学習指導
～豊かな体験活動を生かした多彩な学習活動の実践～



上平中学校



東中学校

学習指導（上尾市教育委員会委嘱）

意欲を持ってしっかり学ぶ生徒の育成
～学習効果を高める指導法の研究～



瓦葺中学校 〔平成21年9月28日〕

夏休み期間中に終了した耐震補強工事の視察後、生徒会の皆さんとの交流の時間がありました。学校で取り組んでいるボランティア活動の報告や島村市長への質問コーナーのほか、バトントワリングの実演もあり、皆さん緊張しながらも和やかな時間を過ごした様子でした。その後、生徒会の皆さんの案内で部活動を訪問し、島村市長から全ての部活動に対して激励の言葉が贈られるなど、生徒の皆さんにとって、有意義なひとときとなりました。

学校の現状を自らの目と耳と足で確かめ、子どもたちとのふれあいを通じて、上尾の子どもたちの未来を拓く市政とするため、市内小・中学校を訪問しています。



島村 穰 上尾市長

学校訪問



富士見小学校 〔平成21年11月5日〕

5年生の「総合的な学習の時間」の「キャリア教育」の授業を訪問されました。島村市長が、将来への夢に対する子どもたちの発言を聞いてみると、突然子どもたちから「上尾の街をどのようにしたいですか？」などの質問があり、将来を見据え真剣に質問する頼もしい姿に島村市長は感心されていました。その後、5年生の教室で上尾産のお米で作った まいたけご飯の給食を召し上がりながら交流され、子どもたちは大変貴重な時間を過ごすことができました。



東小学校 〔平成21年10月13日〕

1年生の「生活科」「国語」「道徳」の授業を訪問され、元気に手を挙げる子どもたちの姿を見ながら、笑顔で各教室をまわられていました。その後、体育館において、NHK全国学校音楽コンクール埼玉県コンクール銅賞を受賞した音楽委員会の皆さんによる合唱を鑑賞されました。島村市長は、児童の皆さん全員の心と心がつながったハーモニーに感動され、最後には全員で「もみじ」を歌い、心癒される時間を過ごされました。



3 教職員の資質の向上

(1) 研修会 〔教職員研修計画一覧〕

◎指導法に関する研修

(★印は市教育研究会との共催)

実施時期	研修会名	研修内容	対象・定員
5月	司書教諭等研修会	読書活動の推進と学校図書館運営の充実を図る	小・中司書教諭 学校図書館支援員
8月	人権教育担当者研修会①	人権教育の充実を図る	小・中人権教育主任担当教員
8月	教頭人権教育研修会	人権教育推進における管理職としての役割について	小・中教頭
8月	校長人権教育研修会	人権教育推進における管理職としての役割について	小・中校長
8月	人権教育施設体験研修会	フィールドワーク研修	小・中人権教育主任、 担当教員他
8月	★理科施設体験研修会	指導方法の工夫・改善を図るための 現地研修	小教員、 中理科担当教員
8月	特別支援学級等担当者 研修会	特別支援学級の特性を生かした指導の 充実を図る	小・中特別支援学級等担当教員
6月 12月	生徒指導主任研修会	積極的な生徒指導の推進に関わる研修	小・中学生指導主任
8月	特別支援教育研修会①	通常学級において特別な教育的支援を 必要とする児童生徒への支援の在り方	特別支援教育コーディネーター
8月	★社会科施設体験研修会	施設見学や体験をとおして指導力の向 上を図る	小教員、 中社会担当教員
8月	英語科主任研修会	英語科経営と課題、授業の充実について	中英語科主任
8月	英語活動研修会	拠点校による実践報告、理論研修及び 演習	小国際理解教育担当等
8月	★道徳主任研修会	道徳教育の資料分析と協議	小・中道徳主任等
8月	環境教育研修会	環境教育の進め方等について研修し、 資質の向上を図る	小・中環境教育主任等
10月	言語障害児学習指導法 研修会	言語障害児の理解と指導のあり方	難聴言語通級指導教室担当
11月	難聴児学習指導法研修会	難聴児の理解と指導のあり方	難聴言語通級指導教室担当
1・2学期	ICT活用研修会	コンピュータ利用方法とコンテンツの作成、 ネットワークの活用、セキュリティ他	小・中教員
1月	特別支援教育研修会②	特別支援教育の充実を図る	特別支援教育コーディネーター
1月	保・幼・小合同研修会	幼児教育の充実と保・幼・小連携の推 進に向けた実践発表・研究協議	幼稚園（市立・私立）教諭・ 保育士・小教員 等
2月	人権教育担当者研修会②	各学校における人権教育の実践事例 発表及び協議	小・中人権教育主任、 担当教員
2月	男女平等教育研修会	男女平等教育の推進について	小・中男女平等教育主任等
2月	体育学習指導法研修会	体育学習指導における課題について 研修し、資質の向上を図る	小・中体育主任等

◎教育相談等に関する研修（教育センター所管の研修）

実施時期	研修会名	研修内容	対象・定員
6月	就学相談員研修会	就学相談員としての心構え、資質を向上させるための講義	上尾市就学相談員
8月	学校カウンセリング 中級研修会（総セ・市町共催）	校内の生徒指導・教育相談の推進者として必要な理論や技法を習得するための演習	小中教員（初級修了者）
8月	上尾市学校カウンセリング 初級研修会	学校カウンセリングの基本的な理論や技法等を習得するための講義演習	小中教員 さわやか相談室相談員
8月	初任者研修（施設・体験研修）	市内の文化財・史跡・公共施設等の見学及び福祉体験等	小中初任者教員
8月	5年経験者研修	学級経営・教科指導についての実践的指導力の向上を目指すための講義及び福祉体験等	小中教員 （教職経験4年前後）
8月	上尾市3年経験者研修	学級経営・教科指導についての実践的指導力の向上を目指すための講義等	小中教員 （教職3年次の教員）
8月	臨時的任用教員研修	教員としての資質向上を図るため、「教員としての心得」や教育課題について講義	小中臨時的任用教員
8月	知能検査研修会	知能検査の実施・解釈のための講義・演習	小中教員 さわやか相談室相談員
学期 1回	教育相談主任会議	不登校問題を解消させるための学校の対応力を向上させる講義	小中教員
月1回	特別支援教育支援員 研修会	特別支援教育支援員の資質向上を図るための講義	特別支援教育支援員
年間 5回	さわやか相談室相談員 研修会	相談員の資質向上を図るための講義	さわやか相談室相談員

◎保健・安全衛生に関する研修

実施時期	研修会名	研修内容	対象・定員
4月初旬	学校給食調理員春季講習会	・学校給食調理員の日常業務と役割 ・学校給食施設・設備の衛生管理	小学校給食業務従事職員
5月	プール水質管理講習会	プール水質管理について、技術向上を図る	小・中プール水質管理担当者
5・6月	心肺蘇生法講習会	救急救命法の技術向上を図る	小・中教員
8月	普通救命講習会	救急救命法の技術向上を図る	小・中教員
7・8・3月	保健主事研究協議会	健康教育の課題を研究協議する	小・中保健主事
8月	養護教諭視察研修会	施設等の視察を通し、健康教育の充実を図る	小・中保健主事 養護教諭
8月	学校給食関係職員夏季講習会	学校給食調理員の衛生管理及び施設・設備の衛生管理	衛生管理者 給食調業務従事職員
1月	労働安全衛生研修会	学校における労働安全衛生管理体制の向上を図る	小・中管理職・衛生管理者・衛生推進者
3月中旬	伝達講習会	養護教諭の専門性を高める	小・中養護教諭
各月1回	養護教諭研修会	健康教育の課題を研究し、資質向上を図る	小・中養護教諭

◎ 各教科等授業研究会

実施時期	研 修 会 名	研 修 内 容	対 象 ・ 定 員
2学期	★特別活動授業研究会	児童生徒の自主的実践的な活動を支援する授業改善を図る	小・中特別活動主任等
//	★体育授業研究会	保健体育授業研究会をとおして指導方法の工夫改善を図る	小・中体育科主任等
//	人権教育授業研究会	授業研究及び研究協議をとおして人権教育の充実を図る	小・中人権教育主任 担当教員
//	★社会科授業研究会	授業研究会をとおして授業改善を図るとともに小・中の交流を図る	小・中社会科担当教員
//	★音楽科授業研究会	授業研究会をとおして指導方法の改善を図る	小・中音楽科担当教員
//	★算数・数学授業研究会	授業研究会をとおして指導方法の改善を図る	小・中算数・数学科主任等
//	家庭科授業研究会	授業研究会をとおして指導方法の改善を図る	家庭科主任、担当教員
//	★道徳授業研究会	授業研究会をとおして道徳教育の充実を図る	小・中道徳主任、担当教員
3学期	★特別支援教育授業研究会	授業研究会をとおして指導力の向上を図る	小・中特別支援学級担任等
//	★生活科授業研究会	授業研究会をとおして指導力の向上を図る	生活科主任、担当教員

●教科等指導員

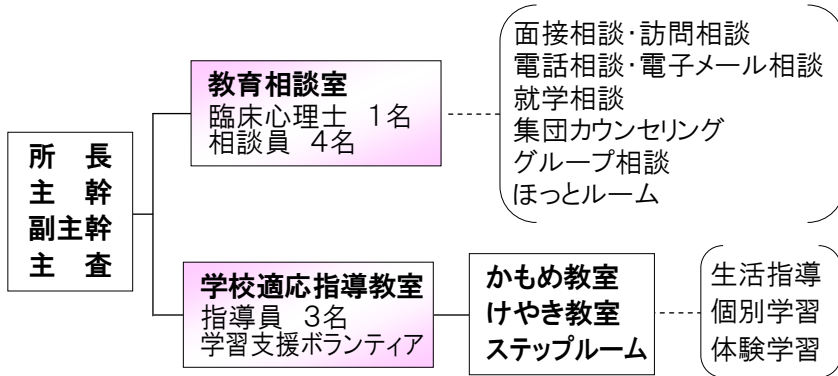
上尾市教育委員会が、市内各小・中学校に対し、教育指導行政上の諸問題の解決及び各教科等における指導方法の工夫、改善等を目指して行う計画訪問の一層の充実を期するために、市内教員の中から今年度は23人を任命している。

4 教育相談の充実

本市の教育相談は、昭和63年に開所した上尾市教育センターを中心に、着実に実践を積み上げてきている。市民の教育相談に対するニーズは高く、相談業務には臨床心理士・相談員等の6名が対応している。

また、学校適応指導教室を平成5年度から開設し、不登校児童生徒の自立と学校生活への適応を図っている。指導員3名が個別の学校復帰プログラムを作成し、児童生徒の登校支援を行っている。さらに、教育相談主任会議、さわやか相談室相談員会議等を定期的に関催し、各学校と連携して教育相談の充実を図っている。

(1) 教育センターの組織



(2) 教育センターの施設

相談室	4
プレイルーム	1
和室	1
事務室	1
学校適応指導教室	1
研修室	2
資料室	1
調理室	1

(3) 教育相談の内容

- 不登校についての相談(学校を休みがち、学校に行けない・行かない等)
- 学習・発達についての相談(学習が遅れている、ある教科がふるわない、発達の遅れ・発達の程度が知りたい)
- 性格・行動・情緒についての相談(いじめられる、乱暴をする、落ちつきがない、ほとんどしゃべらない、友だちとよく遊べない、目ばたきが激しい・爪をかむ等気になるくせがある等)
- 言葉についての相談(ある音を正確に発音できない、幼児語・言葉のつかえ・聞こえ等言葉に関すること)
- 進路についての相談(就学・進学等についての問題)
- 養育・しつけ・その他についての相談
- ほっとルーム
開設日時：月～金曜日 10:00～17:00
活動内容：ゆるやかな小集団活動の場として、相談員が関わりながら自主学習と軽いスポーツ等を行う。

(4) 学校適応指導教室(かもめ・けやき・ステップルーム)

上尾市教育センターには、不登校児童生徒の自立と学校生活への適応を図り、学校への復帰を支援するための様々な指導・援助を行う学校適応指導教室「かもめ教室」(小学生対象)、「けやき教室」(中学生対象)、「ステップルーム」を設置している。

毎日決まった時間、学校適応指導教室で生活することにより、生活のリズムを安定させ、集団に適応していける生活態度を育てている。一人一人の学校復帰の思いと揺れ動く心を大切にしながら、きめ細かい指導を積み重ねている。

◎かもめ・けやき教室

開設日時：月・火・木・金曜日 10:00～14:00

活動内容

- ・自主学習を中心とした学習活動
- ・体験活動(野外体験活動、宿泊体験活動、福祉体験活動、調理実習、創作活動、スポーツ体験活動等)
- ・児童生徒への個別カウンセリング
- ・家庭への支援・援助(個別相談、三者面談、保護者会、行事への参加等)
- ・学校との連携(原籍校との担任面談、学校復帰のための受け入れ体制づくり等)

◎ステップルーム

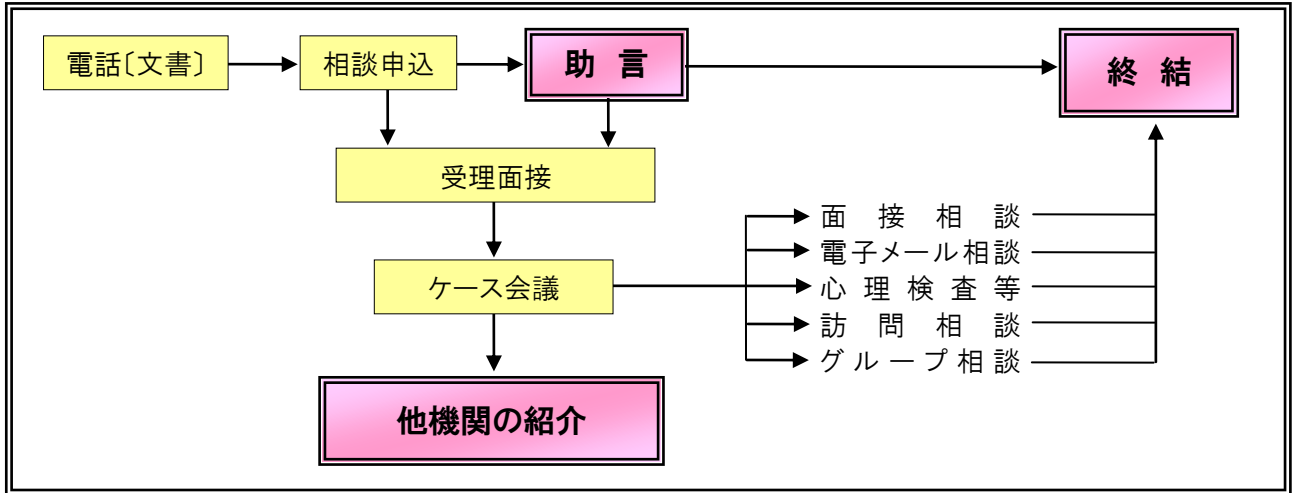
開設日時：月曜日から金曜日 10:00～12:00

活動内容

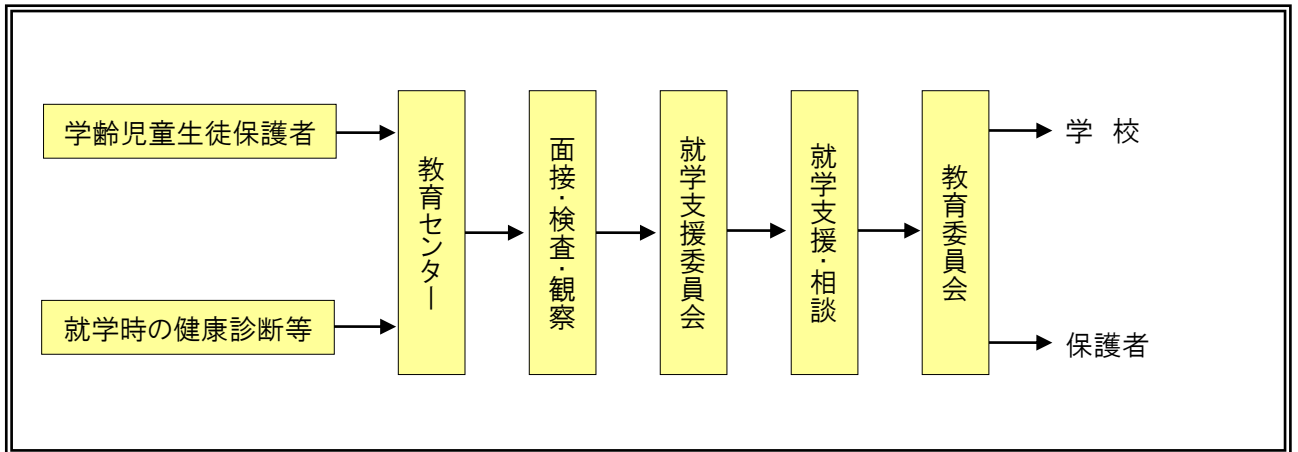
- ・学習意欲を持つ不登校児童生徒が、必要に応じて学生ボランティアによる学習支援を受けながら、自らの計画による個別学習を行う。

(5) 教育相談等の流れ

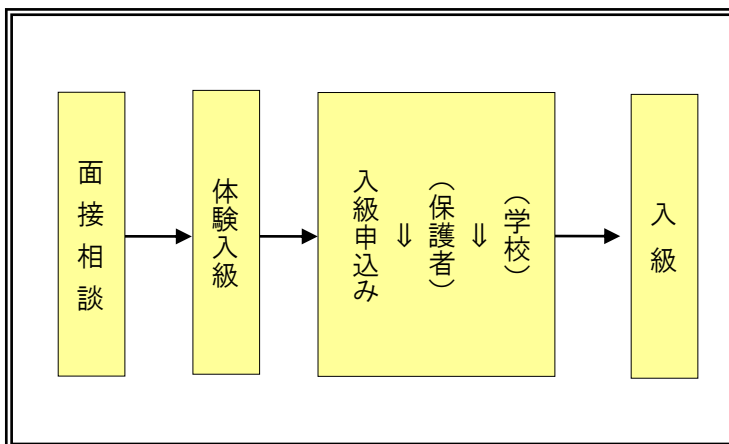
●教育相談の流れ



●就学相談の流れ



●学校適応指導教室入級の流れ



〔教育相談の風景〕



5 学校保健活動の充実

(1) 児童生徒の健康の保持増進

学校保健安全法に基づき、各種健康診断等を実施することにより、児童生徒の健康状態を把握し、保護者と連携を深めながら早期治療の指示を迅速に行い、児童生徒が心身ともに健康的な学校生活を送れるよう努めています。

◎児童、生徒、教職員等の定期健康診断の実施

- ・教職員等の結核、胃、尿、心電図の集団検診と血液検査
- ・児童、生徒の定期健康診断
- ・児童、生徒の心臓検診
- ・児童、生徒のぎょう虫卵、尿の検査
- ・児童、生徒の予防接種
- ・生徒の貧血検査
- ・就学時健康診断

(2) 学校職員の健康保持増進

各種健康診断等を実施することにより、学校職員の健康状態を把握し、学校職員が心身ともに健康な状態を保持増進するよう努めています。

◎各種健康診断等

- ・定期健康診断(正規採用職員40歳以上の者は特定健康診査含む)
- ・B型肝炎抗体検査及び予防接種
- ・面接指導

(3) 学校環境衛生の管理

学校環境衛生基準に基づき、学校内の各種環境検査を実施することにより、児童生徒が安全な学校生活を送れるよう努めています。

◎各種環境検査

- ・飲料水検査
- ・簡易水道検査
- ・プール水質検査
- ・給食室衛生検査
- ・ダニアレルゲン検査
- ・照度検査
- ・空気検査
- ・黒板検査

6 学校安全活動の充実

(1) 安全教育の充実

児童生徒が自他の生命を尊重し、生涯にわたって安全な生活を営むとともに、他者の安全にも進んで協力することができる態度や能力を身につけることを目指します。そのため、予測される危険に対して的確に判断し、適切に行動できる実践的な資質や能力を養う各種啓発活動を行っています。

(2) 交通安全指導の徹底

交通事故を未然に防ぐために、発達段階に即して、交通安全指導を関係機関と連携し進めています。また、通学路の点検、安全マップの作成等、登下校の安全確保に努めています。



(3) 学校防犯体制の整備

学校の安心・安全を確保するため、保護者や地域住民と協力して学校防犯体制を整備しています。登下校の防犯パトロール活動、子ども110番の家との連携、防犯ボランティア養成講座の開催、防犯ブザーの配付など、子どもを対象とした犯罪を未然に防ぐことに努めています。



(4) 学校安全パトロールカー事業の推進

平成19年度から、市内11校の全中学校に学校安全パトロールカーを配備し、登下校を中心に、校区内の小・中学校、保護者、地域が一体となって、児童生徒の安全を確保するパトロールを実施しています。



(5) 防災教育の推進

災害時に適切な行動が取れるように、避難訓練を中心とした防災指導を徹底しています。また、災害時に学校が組織的に機能できる体制を整備するよう、各学校に働きかけています。

(6) 安全管理体制の強化

市内公立幼稚園・小・中学校全35校に自動体外式除細動器(AED)を設置し、安全管理体制の強化を図りました。全教職員を対象にAEDの使用法も含めた救急救命講習会を実施し、教職員の資質向上に努めています。また、学校安全計画を作成し、施設等の安全点検を毎月実施するなど、安全な学校環境づくりに組織的に取り組んでいます。

(7) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度及び児童生徒賠償責任保険

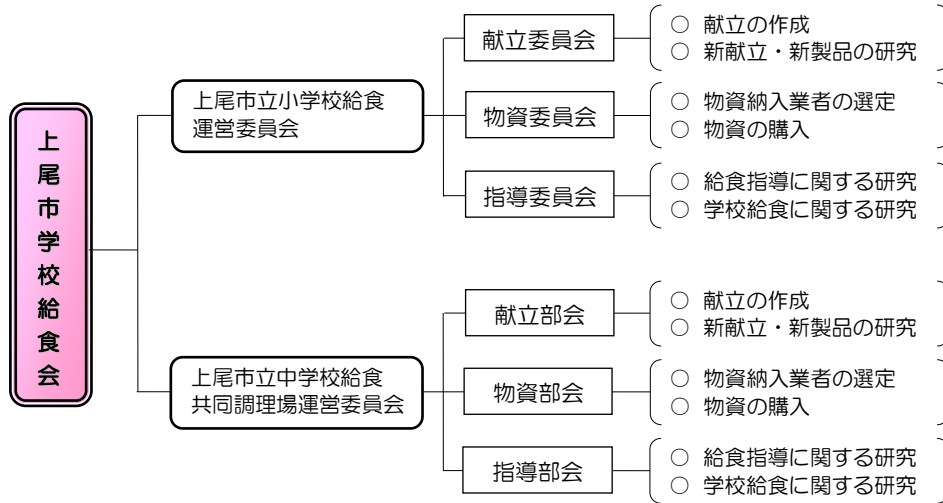
市では独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しており、市立の幼稚園・小学校・中学校に在籍する幼児・児童・生徒が学校管理下において負傷等を負った場合、災害共済給付として医療費等を支給しています。

また、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を補完するものとして、児童生徒賠償責任保険に加入しています。これは小中学校の児童生徒が学校管理下において、他の児童生徒あるいは第三者の身体を害したり又はその財物を破損したりした場合に、保護者が法律上の賠償責任を負うことによって被る損害があった時に保険金が支払われます。

7 学校における食育の充実

(1) 学校給食の運営組織

小学校と中学校の学校給食の適正かつ効果的な運営と資質の向上を図ることを目的として「上尾市学校給食会」を組織する。



(2) 小学校給食の実施状況 (平成21年5月1日現在)

学校名	給食形態	開設年月	給食数	給食関係従事者	
				栄養職員	調理員
上尾小学校	完全給食	昭和 31.9	771 食	1人(栄養教諭)	2 2 人
中央小学校	完全給食	昭和 37.2	666 食	1人	2 [2](1) 人
大谷小学校	完全給食	昭和 37.2	988 食	1人	3 [3](1) 人
平方小学校	完全給食	昭和 38.5	499 食	1人	2 [1](2) 人
大石小学校	完全給食	昭和 35.1	1, 125 食	1人(栄養教諭)	3 [5] 人
原市小学校	完全給食	昭和 37.12	735 食	1人	2 [2](1) 人
上平小学校	完全給食	昭和 38.1	840 食	1人	2 [3](1) 人
富士見小学校	完全給食	昭和 39.6	883 食	1人	2 [5] 人
尾山台小学校	完全給食	昭和 42.4	398 食		2 (2) 人
東小学校	完全給食	昭和 44.4	918 食	1人(栄養教諭)	2 [5] 人
大石南小学校	完全給食	昭和 47.4	517 食	1人	2 [1](2) 人
平方東小学校	完全給食	昭和 49.4	189 食		3 (1) 人
原市南小学校	完全給食	昭和 49.4	655 食	1人	2 [1](2) 人
鴨川小学校	完全給食	昭和 49.4	454 食		2 (3) 人
芝川小学校	完全給食	昭和 50.6	637 食	1人	2 [1](2) 人
瓦葺小学校	完全給食	昭和 50.4	382 食		2 (2) 人
今泉小学校	完全給食	昭和 51.4	444 食		2 (2) 人
西小学校	完全給食	昭和 51.4	503 食		2 [1](2) 人
東町小学校	完全給食	昭和 52.4	794 食	1人	2 [3](1) 人
平方北小学校	完全給食	昭和 52.4	272 食		3 (1) 人
大石北小学校	完全給食	昭和 54.4	919 食	1人	2 [5] 人
上平北小学校	完全給食	昭和 54.4	212 食		3 (1) 人
合 計			13, 801 食	14人	49[39](29) 人

※「調理員」は再任用職員を含む。「調理員」の〔 〕は嘱託給食調理員数、()は臨時給食調理員数

○実施回数 186 回 ○月額給食費 3,900 円 ○1食単価 230 円

(3) 小学校給食の内容

献立は全校同一で、東西2班に分け2部制で実施している。献立の作成は学校の栄養士があたり、献立委員会で審議検討する。

【主食】

○米飯…月に11回実施している。そのうち自校炊飯が月2回～3回、残りは委託炊飯である。自校炊飯では、混ぜごはん・ピラフ・炊き込みごはん等を実施している。委託炊飯では白飯が主となるが、カレーライス・手巻ずし等に人気がある。

○パン…子供パン・バターロールパン・メロンパン・クロワッサン・デニッシュ等の変わりパンを用いている。特に揚げパンは人気がある。

○めん…月に2回実施している。主食として使用するとき、パンを減量し、めんを副食として使用する組み合わせを行っている。主な献立には、スパゲッティナポリタン・煮込みうどん・焼きそば等がある。

【牛乳】

毎日の飲用のほかに、料理にも牛乳・乳製品の使用を心掛けている。

【おかず】

材料の購入は、一部共同購入とし、物資委員会において品質、安全性、価格等を考慮し選定する。

献立は加工品の使用を控え、手作りを多く取り入れ、きめの細かい心のこもった調理を行っている。コロッケ・メンチカツ・手作りグラタン・手作りカレー・かきあげ等は、手作り献立の代表的なもので、児童にも大変好評である。

◎児童1人1回当たりの食事摂取基準(平成21年度)

区分	I補給 - (kcal)	たんぱく質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)
栄養量	660	13~28	350	3.0

区分	ビタミンA (μgRE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)
栄養量	140	0.4	0.5	23

区分	ナトリウム (g)	食物繊維 (g)	脂肪 (%)
栄養量	2.5未満	6.0	学校給食による 摂取I補給-全体の 25%~30%

(4) ランチルームの整備

児童数の減少に伴い増加した余裕教室の有効利用の一環として、昭和63年度から平成7年度まで文部科学省の補助対象となる2教室を一体としたランチルームを8校整備し、補助事業廃止後の平成8年度以降は2校整備した。その他、余裕教室等を校内で工夫してランチルームとして使用している小学校は7校ある。

〔原市小学校ランチルーム〕



〔今泉小学校ランチルーム〕



〔大石南小学校ランチルーム〕

(4) 中学校給食の実施状況

健康教育の一環としての学校給食は、かつては食糧不足の時代に栄養補給を目的として実施されたが、現在は飽食の時代といわれるくらい物質的には豊かな社会となった反面、欠食や偏食による栄養のアンバランス、肥満傾向生徒の増加、家庭における食生活の変化、食糧生産の体験不足による食に対する理解度の低下などのため、健康や食習慣上の課題が指摘されている。そうした中で、「生涯にわたる健康づくりの基礎を培う学校給食」としての新たな役割が求められている。

そこで、生徒の栄養改善や健康の増進を図るとともに望ましい食習慣を育成するため、以下の点に留意しながら栄養バランスのとれた豊かな食事の提供に努めている。

① 栄養のバランスへの配慮

学校給食における食事摂取基準の改訂に伴い新基準及び食品構成表に基づき、栄養バランスのとれた魅力的な食事内容となる献立を作成する。

② 豊かで多様な献立の推進

地域における食生活の特性や教育的意義も高い地場産物を積極的に導入するとともに、伝統的な食文化の継承と醸成につながる四季折々の行事食、郷土料理などを採り入れ、豊かで多様な献立を作成する。

③ 生きた教材としての献立の工夫

学校給食は、教育の一環としての役割を果たし、生徒が望ましい食習慣や人間関係を身に付けるための生きた教材として活用する必要がある。そのため、献立の内容を学校における食育指導計画や指導内容と関連させ、教科指導をはじめ特別活動、学校行事などと一体となった取り組みができるよう配慮する。

④ 米飯給食の推進

学校給食への米飯の導入は、食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身に付ける見地から教育上有意義と考えられている。そのため、米飯を中心とした日本型食生活や食文化を伝承するよい機会ととらえ、米飯給食を積極的に採り入れる。

⑤ 牛乳の積極的飲用の推進

「パンまたは米飯、ミルク、おかず」の3点がそろった給食が完全給食であり、牛乳の飲用は完全給食の大切な要件である。したがって、良質なたんぱく質と不足しがちなカルシウムやビタミン B2 などを含む牛乳は、成長期にある中学生にとって重要な食品であることから、積極的な飲用の推進に努める。

(ア) 実施状況

中学校給食は、共同調理場(セントラルキッチン)プラス自校調理場(サテライトキッチン)方式(上尾方式)により、平成5年1月18日から開始された。この方式は、センター方式と自校方式の機能を効果的に組み合わせた全国的にも珍しいもので、共同

調理場施設のほかに各中学校にも小規模自校調理場施設が設置されている。

a 対象校と給食数

中学校11校、約6,600食(教職員等を含む)

b 実施回数と給食費

年間実施予定回数185回(共同調理場稼働予定回数)、月額4,500円(1食平均単価270円)

(イ) 実施内容

献立内容により異なるが、共同調理場では炊飯、主菜となる揚げ物、焼き物、煮物等の調理を行っている。

また、各中学校自校調理場では副菜となる汁物類、サラダ類、和え物、果物類、デザート類等を調理し、配送される調理品と合わせて、各クラス用配膳車(配膳台兼用)に仕分けをし、各校舎各階に設置されている配膳室まで運搬を行っている。

a 食器と盆

強化磁器食器4点(大皿1、小皿1、飯碗1、汁碗1)を使用し、献立によって3点まで使い分けをし、盆は強化プラスチック(FRP)製を使用している。

b 配送と回収

配送車6台によるコンテナ方式で、共同調理場から11校に配送し、給食終了後に回収を行う。学校規模により食器、盆は調理品とは別に配送及び回収を行っている。

c 洗浄と保管

食器類、食缶類、コンテナ等は、共同調理場で回収後一括洗浄と保管を行い、各中学校調理場で使用する食缶、フライケース等はそれぞれの調理場で洗浄と保管を行っている。

(ウ) 食事内容

献立は小学校同様、全校同一で東西2班に分ける二部制で実施している。献立原案は、共同調理場の栄養士が作成し、委託業者との打合わせを経て献立部会にてさらに審議決定し、予定献立として実施している。また、学校給食は健康の増進、体位の向上、正しい食習慣を身に付け、好ましい人間関係づくり等を図ることにあるため「家庭の食事」の規範の一助になるよう研さんして取り組んでいる。

【主食】

- 米飯…共同調理場の炊飯システムを毎日稼働させ、東西2班に交互に提供し、月1～2回の炊き込みごはんやピラフなどの「変わりご飯」を実施している。
- パン…小学校同様、食パン・コッペパン以外にも各種の加工パンを多く用いて給食に変化をつけている。
- めん…カレーうどん、かき揚げうどん、みそラーメンなど月1～2回実施している。

【牛乳・乳製品】

貴重なカルシウムの確保のため、毎日の飲用のほかに、グラタン、チーズ入りコロッケ、シチュー、ミルクゼリーなどに多く使用し、好評を得ている。

【おかず】

肉や魚を主とした主菜一品のほか、副菜を2～3品付けることを基本としている。また、物資選定にあたっては、物資部会を通じて、安全性を含めてよい食品を適正な価格で入手することを目標としている。さらに、加工品や半加工品を極力使わず、素材を生かし、大規模な集団給食に対しても手づくりが採り入れられるよう委託業者の調理担当者とも綿密な連絡を取りながら工夫する努力を続けている。

【学校給食摂取基準】

学校給食における栄養所要量の基準は、厚生労働省が定める日本人の栄養所要量を参考とし、児童生徒の健康の保持増進を図るのに望ましい栄養量を文部科学省が算出したものである。

生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準(平成21年改定)

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)
栄養量	850	19～35	420	4.0

区分	ビタミンA (μ gRE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)
栄養量	210	0.6	0.6	33

区分	ナトリウム (g)	食物繊維 (g)	脂肪(%)
栄養量	3未満	7.5	学校給食による摂取エネルギー-全体の25%～30%以下

(エ) 調理業務の形態

民間業者による委託方式を採用。委託内容は、共同調理場及び自校調理場における調理、配缶、配送(配送車を含む)、配膳、洗浄、保管、施設設備日常清掃等の業務、ボイラー管理業務とその他の関連業務である。

(オ) 調理施設概要**a 共同調理場(セントラルキッチン)**

- ・名称 上尾市立中学校給食共同調理場
- ・所在地 上尾市大字上尾村476-1
- ・電話番号 048-777-1552
- ・竣工年月 平成4年12月
- ・敷地面積 4,512㎡
- ・延床面積 2,306㎡(1階1,853㎡、2階453㎡)
- ・主な施設 調理コーナー、下処理コーナー、炊飯室、洗浄室、食品加工室、残滓回収室、プラットホーム、機械室、調理研修室、洗濯乾燥室、検査室、準備室、給湯室、休憩室、運転手控室、更衣室、事務室等
- ・調理能力 10,000食

**b 各中学校自校調理場(サテライトキッチン)**

- ・名称 上尾市立中学校給食自校調理場
- ・所在地 各中学校に同じ
- ・電話番号 各中学校に同じ
- ・敷地面積 各中学校用地の一部(既設受部分を増改築9校、新設2校)
- ・延床面積 11校平均160㎡(配膳室、休憩室含む)

8 教育費支援の充実

(1) 幼稚園保育料の補助制度

◎平成21年度幼稚園就園奨励費補助金

【趣旨】

幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園教育の一層の普及と充実を図るため、満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児を幼稚園に通園させている保護者のうち一定の要件を満たす方に対し、国と市が保育料等の一部を補助し、保護者の負担軽減を図るものです。

【対象者及び金額】

上尾市に住民登録がある、満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児を幼稚園に通園させている世帯を対象として、下記の内容で補助金を交付します。

- 小学校1・2・3年生の兄・姉がいない世帯 …………… [A表]のとおりです。
- 小学校1・2・3年生の兄・姉がいる世帯
 - ・幼稚園に通園させている幼児が1人又は2人いる世帯…………… [B表]のとおりです。
 - ・幼稚園に通園させている幼児が3人以上いる世帯…………… [A表]のとおりです。

[A表]	補助金の額(年額)		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税が非課税及び生活保護世帯	153,500円	224,000円	294,000円
市民税の所得割額が非課税の世帯	116,300円	206,000円	294,000円
市民税の所得割額が 34,500円以下の世帯	88,400円	192,000円	294,000円
市民税の所得割額が 183,000円以下の世帯	62,200円	179,000円	294,000円

※幼稚園に通園している幼児に公立幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育所(公立・私立)・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設の通園部・情緒障害児短期治療施設の通所部・認定こども園・児童デイサービスに通所通園している兄・姉がいる場合には、その兄・姉を第1子、第2子又は第3子扱いとしてカウントします。(その兄・姉に対しては補助金は支給されません。)

[B表]	補助金の額(年額)		
	第1子 (小学1・2・3年生)	第2子	第3子以降
市民税が非課税及び生活保護世帯	—	168,000円	294,000円
市民税の所得割額が非課税の世帯	—	135,000円	294,000円
市民税の所得割額が 34,500円以下の世帯	—	110,000円	294,000円
市民税の所得割額が 183,000円以下の世帯	—	87,000円	294,000円

※小学校1・2・3年生の兄・姉が2人いる場合には、その兄・姉を第1子、第2子扱いとしてカウントし、幼稚園に通園している幼児は「第3子以降」に該当します。(その兄・姉に対しては補助金は支給されません。)



◎幼稚園児保護者負担軽減費補助金

【趣旨】

幼稚園児保護者負担軽減費補助金は、満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児を幼稚園に通園させている保護者の負担を軽減するため、市が補助金を交付するものです。

【対象者及び金額】

補助金交付年度の10月1日現在において、上尾市に住民登録がある、満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者を対象として、下記の内容で補助金を交付します。

補助金の額(年額)					
第1子	18,000円	第2子	20,000円	第3子以降	25,000円

（2）入学準備金貸付制度

高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、短期大学、大学、高等専門学校、専修学校(高等課程及び専門課程)に進学の意欲を有する者で経済的な理由により修学が困難なものの保護者に対して、入学に要する入学金その他の費用について、無利子で貸付けを行っている。

(平成20年度実績)

区 分	種別	貸付額	貸付人員	貸付金額
高等学校 中等教育学校の後期課程 高等専門学校 専修学校(高等課程)	公立	200,000円	5人	1,000,000円
	私立	300,000円	3人	900,000円
短期大学 大学 専修学校(専門課程)	公立	300,000円	1人	300,000円
	私立	500,000円	10人	5,000,000円

※ 返還は6ヵ月据置き、20万円・50万円は四半期ごとの17回割賦、30万円は四半期ごとの13回割賦、無利子。

（3）奨学金貸付制度

高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校(高等課程、専門課程)、短期大学、大学に在学する者で、学資の支出が困難な生徒と学生に対して奨学金を貸し付けている。

(平成20年度新規貸付実績)

区 分	貸付額と貸付期間	貸付人員	貸付金額
高等学校 中等教育学校の後期課程 高等専門学校 専修学校(高等課程)	月額10,000円 (正規の修業期間内)	0人	0円
短期大学 大学 専修学校(専門課程)	月額20,000円 (正規の修業期間内)	6人	1,440,000円

※ 返還は卒業後6ヵ月据置き、四半期ごとの20回割賦、無利子。

（4）就学援助費

【趣旨】

経済的理由により就学が困難な学齢児童及び生徒の保護者に対して、予算の範囲内で就学に必要な費用を支給し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としている。

【対象者】

次の2つの条件を満たす者

- ・上尾市に住民登録がある、市が設置する小学校又は中学校に就学している児童生徒の保護者
- ・上尾市教育委員会が、要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められた者

【申請方法】

- ・申請書は各学校・教育委員会にあります。
- ・提出にあたっては、世帯の所得を証明する書類等を添付のうえ、各学校又は教育委員会に提出願います。

9 学校施設の整備

(1) 学校施設状況〔表1〕

(平成21年5月1日現在)

施設事項 学校名	普通 教室 保有数	特別 教室 保有数	給食室 ㎡	プール ㎡	格技場 ㎡	校舎等保有面積			
						校 舎			計 ㎡
						木造 ㎡	鉄筋コンクリート ㎡	鉄骨 ㎡	
平方幼稚園	4	0		20			235	257	492
上尾小学校	27	6	252	375			4,564	118	4,682
中央小学校	20	8	248	375		25	4,076	44	4,145
大谷小学校	25	8	316	400		20	4,614	272	4,906
平方小学校	17	9	342	375		22	5,540	77	5,639
大石小学校	32	10	291	375		40	5,958	149	6,147
原市小学校	28	12	306	375		23	6,961	100	7,084
上平小学校	27	7	314	375		17	5,533	152	5,702
富士見小学校	26	8	273	375		25	4,688	140	4,853
尾山台小学校	13	7	178	375		19	3,917	13	3,949
東小学校	30	7	299	375			4,904	111	5,015
大石南小学校	17	10	295	375			6,000	83	6,083
平方東小学校	13	12	167	375			5,858	84	5,942
原市南小学校	19	9	264	375			4,340	91	4,431
鴨川小学校	13	9	252	375			4,176	87	4,263
芝川小学校	19	13	265	375			6,571	121	6,692
瓦葺小学校	13	11	292	375			4,762	96	4,858
今泉小学校	17	10	295	375			5,248	87	5,335
西小学校	15	13	232	375		7	5,824	86	5,917
東町小学校	24	8	325	375			4,878	472	5,350
平方北小学校	10	9	286	375			6,055	72	6,127
大石北小学校	27	8	321	395			5,545	545	6,090
上平北小学校	7	8	325	395			3,635	94	3,729
小学校計	439	202	6,138	8,315	0	198	113,647	3,094	116,939
上尾中学校	27	13	154	400		71	5,374	506	5,951
太平中学校	13	15	167	400	432	19	6,406	105	6,530
大石中学校	26	16	145	400	467		5,576	1,084	6,660
原市中学校	17	16	146	325	432		5,535	597	6,132
上平中学校	20	15	143	350	436		6,644	250	6,894
西中学校	19	13	173	400	459		4,848	360	5,208
東中学校	20	17	158	350	629		6,557	360	6,917
東中学校向原分校	8	8		415			2,224	79	2,303
大石南中学校	11	22	146	400	459		7,749	89	7,838
瓦葺中学校	9	14	84	400	459		3,877	470	4,347
南中学校	16	12	202	400	552		5,013	89	5,102
大谷中学校	8	14	166	325	478		4,837		4,837
中学校計	194	175	1,684	4,565	4,803	90	64,640	3,989	68,719
総合計	637	377	7,822	12,900	4,803	288	178,522	7,340	186,150

学校施設状況〔表2〕

(平成21年5月1日現在)

施設事項 学校名	校舎等保有面積 屋体・講堂			用地保有面積 用地				設置 年度
	鉄筋 コンクリート ㎡	鉄骨 ㎡	計 ㎡	建物敷地 ㎡	屋外運動場 ㎡	その他 ㎡	計 ㎡	
平方幼稚園				860			860	昭40
上尾小学校	788		788	11,861	7160		19,021	明6
中央小学校	524		524	6,149	11,455		17,604	昭31
大谷小学校	701		701	11,033	7,160		18,193	明22
平方小学校	563		563	4,740	18,208		22,948	明5
大石小学校	687	17	704	13,139	12,064		25,203	明19
原市小学校	778		778	3,779	11,329		15,108	明6
上平小学校	687		687	6,886	9,795		16,681	明6
富士見小学校	770		770	10,904	15,519		26,423	昭38
尾山台小学校	672		672	5,410	15,615		21,025	昭42
東小学校	687		687	7,669	15,338		23,007	昭44
大石南小学校	718		718	13,232	12,890		26,122	昭47
平方東小学校	741		741	10,233	7,369		17,602	昭49
原市南小学校	792		792	12,391	12,925		25,316	昭49
鴨川小学校	674		674	10,430	8,436		18,866	昭49
芝川小学校	729		729	11,534	7,238		18,772	昭50
瓦葺小学校	859		859	12,731	10,040		22,771	昭50
今泉小学校	687		687	9,905	11,531		21,436	昭51
西小学校	712		712	9,199	9,190		18,389	昭51
東町小学校	677		677	10,465	10,699		21,164	昭52
平方北小学校		665	665	11,745	9,290		21,035	昭52
大石北小学校		680	680	11,358	10,542		21,900	昭54
上平北小学校		537	537	8,441	14,192		22,633	昭54
小学校計	13,446	1,899	15,345	213,234	247,985	0	461,219	
上尾中学校		1,150	1,150	12,965	14,633		27,598	昭22
太平中学校	762		762	12,574	14,234		26,808	昭22
大石中学校	770		770	12,081	12,993		25,074	昭22
原市中学校	770		770	11,470	15,077		26,547	昭22
上平中学校	765		765	9,651	22,100		31,751	昭22
西中学校	770		770	7,578	15,155		22,733	昭46
東中学校	812		812	11,257	19,760		31,017	昭51
東中学校向原分校	800		800	7,998	8,150		16,148	平14
大石南中学校	788		788	14,778	13,124	900	28,802	昭52
瓦葺中学校	789		789	12,614	10,847		23,461	昭52
南中学校		840	840	10,721	16,956		27,677	昭54
大谷中学校	1,060		1,060	9,880	13,120		23,000	昭60
中学校計	8,086	1,990	10,076	133,567	176,149	900	310,616	
総合計	21,532	3,889	25,421	347,661	424,134	900	772,695	

(2) 平成 10 年度から平成 21 年度までの主な学校整備

年度	増改築・改修等の状況
10	尾山台小・大石南小・瓦葺中・大石南中（管理諸室エアコン） 平方東小（校舎改修、耐震補強） 平方小（給食室増改築） 上尾小・原市小（給食室改修） 大石北小（仮設校舎設置） 尾山台小・大谷小（屋体改修） 大石中（校舎増築） 上尾中・大石中・西中・南中（さわやか相談室） 小学校全校（パソコン教室） 小学校全校（FF 暖房機）
11	東小・原市南小・南中・大谷中（管理諸室エアコン） 平方東小・大石中（校舎改修、耐震補強） 大石小（給食室改築） 鴨川小（給食室改修） 平方小・上平小（屋体改修） 太平中（トイレ全面改修） 小学校（トイレ洋式化） 小学校特別教室（FF 暖房機）
12	富士見小・鴨川小・芝川小・瓦葺小（管理諸室エアコン） 西中（校舎改修、耐震補強） 大谷小（給食室改修工事） 東小・西小（屋体床改修） 中学校（トイレ洋式化） 小学校特別教室（FF 暖房機）
13	大石小・東町小（屋体床改修） 東小（プール改修） 西小・東町小・平方北小（管理諸室他エアコン） 中央小・大谷小・平方小・大石小・大石北小・上平北小（パソコン教室エアコン） 芝川小・瓦葺小（用務員室エアコン） 鴨川小・西小（シャッター改修） 西小（エアコン用パーテーション設置） 瓦葺小（給食室改修工事） 中央小他 17 校（LAN 設置工事） 上平小（校舎改修・耐震補強） 原市中（屋体床改修） 大石南中（屋上防水） 大石中他 8 校（LAN 設置工事） 大石中（校舎改修・耐震補強）
14	原市南小（校舎改修、耐震補強） 原市小・平方北小（屋体床改修） 平方小（屋体屋根・外壁改修） 大石南中（屋体外壁改修） 芝川小（屋上防水） 上平小・原市中（プールサイド改修） 大石北小・上平北小（管理諸室エアコン） 平方幼稚園（屋根改修） 鴨川小・大石南小・東小・東中・上平中（用務員室エアコン）
15	原市南小・尾山台小を除く市内小中学校（図書室エアコン工事） 平方小（プール改修） 尾山台小（校舎改修・耐震補強） 上平小（給食室改修） 芝川小（屋外運動場整備） 大石南小・西小・芝川小・平方北小（給食室給湯器設置工事） 東小・上尾小（教室床改修工事） 大谷小（音楽室・図工室改修工事） 上尾中（音楽室他改修）
16	芝川小（校舎改修・耐震補強） 西中（体育館改修） 東町小（屋上防水改修） 東小（音楽室改修工事） 大石小（公共下水道接続及び駐車場整備工事） 平方小（公共下水道接続工事） 太平中（教室床改修工事） 上平北小・今泉小（給食室給湯器設置工事） 上尾小・大石小（教室床改修工事）
17	芝川小（校舎改修・耐震補強） 太平中（体育館改修・プールろ過機改修工事） 瓦葺小（プール槽改修工事） 尾山台小（校庭改修工事） 南中（給食室排水管改修工事） 中央小・瓦葺小・西中（給水管改修工事） 平方東小（プールサイド改修工事） 富士見小（教室床改修工事）
18	芝川小（体育館改修・耐震補強） 鴨川小（校舎体育館改修・耐震補強） 東小・上平中（給水管改修） 平方北小（屋上防水改修） 上尾小・太平中（消火管改修） 大石中（体育館外壁改修） 平方小（受水槽交換工事） 全小学校（普通教室扇風機設置） 東町小（体育館屋根改修） 西中（プール槽改修）
19	上尾小（耐震補強・トイレ改修） 尾山台小（南校舎耐震補強・トイレ改修） 太平中（耐震補強・トイレ改修） 原市中（耐震補強・トイレ改修） 大石北小（外壁改修） 上尾中（体育館屋根改修） 平方小（南校舎給水管改修） 東中（屋上防水改修） 全中学校（普通教室扇風機設置）
20	平方小（耐震補強・トイレ改修・北校舎給水管改修） 大石小（耐震補強・トイレ改修） 原市小（耐震補強・トイレ改修） 今泉小（耐震補強・トイレ改修） 大石南小（プール改修） 上平中（耐震補強・トイレ改修）
21	大石南小（南・北校舎耐震補強・トイレ改修） 瓦葺小（北校舎耐震補強・トイレ改修） 東町小（西校舎耐震補強・トイレ改修） 大石北小（南校舎耐震補強・トイレ改修） 上尾中（北校舎耐震補強・トイレ改修） 瓦葺中（南校舎耐震補強・トイレ改修）